

3 未婚【非婚】でひとり親家庭になる方へ

結婚をせず子どもを産むという道を選択する女性もいます。自分だけでなく、子どもも社会的に不利な立場に立たされるのではないかと不安でいっぱいかもしれません。同じような体験をした女性たちのネットワークに参加して、悩みを語り合ったり、励まし合ったり、情報を交換したりして厳しい状況を乗り越えていきましょう。認知や養育費などの問題で悩んだときには、各総合支所保健福祉センターの子ども家庭支援課子ども家庭支援センターに相談すると、各関係機関を紹介できる場合があります。

相談先	電話番号・曜日・時間・備考
総合支所 保健福祉センター 子ども家庭支援課 子ども家庭支援センター <small>*お住まいの地域によって管轄があります。</small>	世田谷 …… ☎03-5432-2915
	北 沢 …… ☎03-6804-7525
	玉 川 …… ☎03-3702-1189
	砧 …… ☎03-3482-1344
	烏 山 …… ☎03-3326-6155
	<small>*FAX番号はP2参照</small>
	月曜日～金曜日(祝・休日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時

一未婚のひとり親に対する寡婦(夫)[※]控除等のみなし適用について一
婚姻を前提とする寡婦(夫)と比較して、未婚のひとり親の方に不利益な取扱いが生じないよう、保育料などの一部の制度で寡婦(夫)控除のみなし適用を実施しています。対象となる制度など詳細は、**世田谷区 みなし寡婦** で検索してください。

制度によっては負担額が減免される場合があります。

※寡婦(夫)…配偶者(民法上の婚姻関係)と死別または離婚した後、婚姻をしていない方など。
※令和2年度の税制改正に伴い、「ひとり親控除」が適用されるため、各制度において寡婦(夫)控除のみなし適用は順次終了する予定です。

① 養育費の確保など《P26参照》

未婚(非婚)の場合、「養育費は請求できない」「面会交流はできない」と思っている方も多いようですが、認知された子どもの場合、養育費や面会交流の取り決めをすることができます。当事者同士での話し合いや取り決めが難しい場合、家庭裁判所の調停を申し立てることができます。

② 子どもの認知について

認知には大きく分けて、①子どもの父親が自発的にする任意認知（胎児に対してすることもできます）と ②自発的にしない父親に対して、子どもと子どもの母親が家庭裁判所に認知を求めて訴えを提起する強制認知とがあります。

また子どもの父親の死亡後は3年以内に検察官を被告として裁判で認知を求めることができます。

認知を受けた子どもは、父親と法律上の親子関係が生じるため、養育費の請求ができ、相続の権利があります。また、戸籍にも父親の氏名と認知されていることが記載されます。

詳しくは、本籍地または住所地の戸籍係にお問合せください。

出生届の提出

多くの場合、届出用紙は出産をした病院に用意してあります。医師または助産師に必要事項を記入してもらい、生まれた日から14日以内に親の住所地、子どもの出生地または本籍地のいずれかの区市町村に提出してください。

世田谷区に届け出る場合は、①出生届②母子健康手帳③届書に押印した印鑑をご持参ください。婚姻していない場合の届出人は、原則として出生した子どもの母です。実際に区市町村に届書をお持ちになる方は、母の両親、友人などでも構いません（ただし、この場合も届出人の署名欄は母になります）。

出産育児一時金 (42万円^{※1})

※1 世田谷区国民健康保険加入者に対する1児あたりの支給額です。他の健康保険等加入者の方はそれぞれの健康保険へご確認ください。

健康保険加入者が出産したときに支給されます。妊娠85日以上であれば死産・流産（医師の証明書が必要）も支給されます。

なお、職場の健康保険などに1年以上本人として加入していた方が、退職後6か月以内に出産した場合は、職場の健康保険などから支給されることがあります。支給額など給付内容は加入していた健康保険などへご確認ください。

出産日の翌日から起算して2年を経過すると時効となり、支給されません。

利用制度	申請方法と支払先
直接支払制度	世帯主が医療機関などと直接支払制度を利用する内容の合意文書を取り交わすことで、出産費用として健康保険から医療機関などに直接支払う。
受取代理制度 (厚生労働省の承認を受けた医療機関などが対象)	小規模な医療機関などの同意を得た世帯主が事前(出産予定日の2か月前から出産日まで)に健康保険に申請することで、出産費用として健康保険から医療機関などに直接支払う。
償還払	出産費用を全額医療機関などに支払った場合、世帯主が申請することで健康保険から世帯主に支給する。

*国民健康保険加入者で出産費用が出産育児一時金の支給額(42万円)に満たなかった場合、差額分を世帯主に支給します。「直接支払制度」を利用した方は、別途申請が必要です(出産から2~3か月後に世帯主あてに申請書を送ります)。「受取代理制度」を利用した方は、事前の申請で記入していただいた口座に振り込みます。

問合せ先	国民健康保険の方 国保・年金課保険給付係	☎03-5432-2349 FAX.03-5432-3038
------	-------------------------	-----------------------------------

※他の健康保険等に加入していた方はそれぞれの健康保険へお問合せください。

— 入院助産(出産費用の援助)について —

出産のための入院費用の支払いが困難な妊産婦に対し支援する制度です。出産前の相談が必要です。

区内在住で指定された助産施設(病院)で出産される方が対象で、所得制限があります(現在通院している医療機関が助産施設ではない場合、転院する必要があります)。

問合せ先：各総合支所保健福祉センター

子ども家庭支援課子ども家庭支援センター

*お住まいの地域によって管轄があります。(電話番号はP2参照)

